

データヘルス推進事業

現状

- 県民医療費が増加
 - ▼ 11年間で1.2倍、734億円増（H17:3,822億円 → H28:4,556億円）
 - 特に75歳以上の一人当たり医療費が高い
 - ▼ 県平均の2.61倍（県平均:393千円、75歳以上平均:1,027千円）
- 「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年に向けて
県民医療費は引き続き上昇することが予想されている。
- 医療費の3割は糖尿病性腎症などの生活習慣病が占める
 - ▼ 重症化による人工透析では年間約500万円の医療費が必要
（国保の場合:国 92万円、県 95万円、保険料 69万円、被用者保険支援金等126万円）

課題

すべての保険者が平成27年度から「データヘルス計画」に基づいた取組を実施中だが、

- 1 働き盛りから後期高齢者に至るまでの生涯にわたる分析ができていない
- 2 国民健康保険、協会けんぽ、後期高齢者医療など各保険者のデータを連結した県全体・地域ごとの健康課題が明確でない
- 3 重複・多剤服薬の弊害（飲み合わせ、飲み残し）や、後発（ジェネリック）医薬品の効能について県民への周知が十分ではない

データヘルス推進によるさらなる取組が必要

※データヘルスとは、保険者が健診・レセプトデータ等の分析により健康課題を可視化し、保健事業を効果的・効率的に実施すること

保健・医療・介護データを連結・分析しさらに効果的なデータヘルスを実施

- 国→平成32年度から保健・医療・介護のデータを一括したデータベースを構築予定
- 大分県→平成30年度からデータを連結した分析を先行的に実施（県レベルで初）

1) 分析による課題の明確化、施策の立案

- 1 保健・医療・介護データ連結による分析（拡充）
 - ・専門家を交えたデータヘルス検討会の開催と実践（令和元年度モデル市：大分市・杵築市・豊後高田市・豊後大野市）
 - ・国保・協会けんぽ・後期高齢者医療広域連合の保健・医療・介護データ連結による医療費分析（H30:糖尿病性腎症、R1:心疾患、R2:脳血管疾患及び生活習慣病のリスク因子の明確化と保健指導への活用体制構築）
- 2 PDCAサイクルに基づくデータヘルスの推進（継続）
 - ・保健・医療・介護データの分析結果に基づく特定健診等の受診勧奨・生活習慣改善等の普及啓発の徹底（各種広報媒体の活用）
 - ・データヘルス拠点としての保健所の分析体制整備による市町村支援の強化
- 3 減差支援による医療費適正化（拡充）
 - ・レセプトデータ分析に基づく、重複多剤・禁忌薬剤服薬の是正による医薬品の適正使用に向けた個別指導（モデル保険者での実施）
- 4 データヘルス推進・医療費適正化に向けた基盤体制の整備（継続）
 - ・医療、保健、福祉、学識経験者からなる協議会より助言を得てデータヘルスを推進

2) 生活習慣病予防・早期発見・治療に向けた特定健診・がん検診等受診率の向上

- 1 特定健診等受診率向上のための体制整備（継続）
 - ・ハイリスク者を早期に抽出し支援につなげるため治療中の検査データを特定健診とみなすための体制づくり
 - ・特定健診・がん検診等未受診者の要因や受診パターン等の分析による対象者の行動特性を踏まえた受診体制づくり

3) 生活習慣病重症化予防による健康寿命の延伸と医療費の適正化

- 1 生活習慣病重症化予防体制整備（拡充）
 - ・特定健診・医療レセプト・介護データ等を活用して迅速・適切・効果的な保健指導を行う体制づくり
 - ・生活習慣病重症化予防に向けた国保加入者への普及啓発の徹底（公共広告等の効果的な活用による戦略的な啓発実施）



- ▼ 特定健診未受診者は、発症・重症化後に医療機関を受診、健診受診者に比べて医療費が高い傾向
- ▼ 就業者（社保）から疾病を発症し、退職後国保に加入時点ですでに重症化している住民
- ▼ 国保時代に関わっていない加入者が、後期高齢者医療加入後に重症化し、治療を開始、医療費も高額
- ▼ 重複多剤投与が散見される薬剤は、眠剤・胃腸薬・湿布薬等

健康寿命の延伸



先を見据えた生活習慣改善の徹底

経済的負担の軽減
(本人・保険者双方のメリット)

(令和2年度)

糖尿病性腎症重症化予防推進事業

現状

- 人口100万あたり透析患者数
3,546.3人 **(全国5番目の高さ)**
- 糖尿病性腎症重症化リスクの高い県民の状況
【H30年度市町村国保】
 - 健診で糖尿病性腎症要治療と判定されたが未受診者 **115名**
 - 糖尿病の治療歴があるが、受診中断している者 **3314名**
 ※仮にこの3429人が医療機関未受診のまま人工透析となった場合 約500万円 × 3429人
= **年間約171億4,500万円の医療費が発生**

透析は週3日、
一回あたり
4～5時間必要

課題

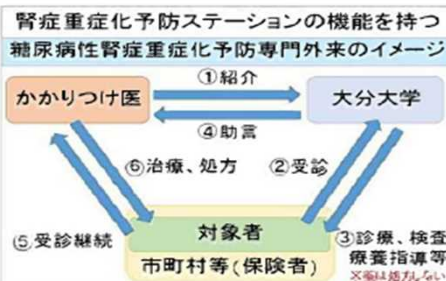
- かかりつけ医と専門医の連携**
 - かかりつけ医(内科、胃腸科、循環器科等)で治療中だが、腎臓・糖尿病専門医の視点からの治療や処方のタイミングを逃してしまい、重症化する事例がある
- かかりつけ医と市町村の連携**
 - かかりつけ医で治療中だが保健指導を行う市町村との情報共有が難しいことから、生活習慣の改善に至らず重症化する事例がある
- 未受診者・治療中断者を治療に結びつけることが難しい**
 - 自覚症状がないことから、医療機関受診を先送りしたり自らの判断で治療中断し重症化する事例がある

令和2年度の主な取組

1 連携協定締結を踏まえた、かかりつけ医と専門医、かかりつけ医と市町村・保険者の連携体制の強化

新 (1)「糖尿病性腎症重症化予防専門外来」の開設 (大分大学医学部附属病院)

- 大分大学医学部附属病院の糖尿病・腎臓専門医による、診療・検査及び処方調整等、かかりつけ医等への助言・支援及び患者への生活指導を行う体制整備
- かかりつけ医や市町村等からの要望により、専門医を個別支援検討会議に派遣



新 (2) 連携協定による効果検討会議

- 県医師会、大分大学、県、市町村の取組と成果を検証しPDCAを徹底

新 (3) かかりつけ医や保健指導担当者等への研修(医師会・大学共催)

- 各市町村の個別支援検討会議(患者の状態、支援方針等の情報共有を行う)開催支援
 - 会議への専門医、保健師、栄養士等の派遣

2 未受診者・治療中断者への医療機関受診勧奨の徹底

新 (1) ナッジ理論を活用した勧奨通知と電話勧奨

- 損失回避しようとする心理や行動、思考の癖を利用して受診を誘導

「ナッジ理論」の活用事例	
損失を回避しようとする人間の心理を利用	
A グループ	本年度、検診を受診した方には来年度「検診キット」をご自宅へお送りします。 22.7%
B グループ	本年度、検診を受診されないと来年度、ご自宅へ「検診キット」をお送りすることができません。 29.9%
7.2%の差	

3 重症化予防に向けた県民の行動変容を促す広報・普及啓発の徹底

新 (1) 県医師会・大分大学等と連携した各地域・職域への出前講座の実施

新 (2) 広告代理店等を活用したSNS、新聞、雑誌等による普及啓発

糖尿病性腎症重症化予防による新規透析の導入回避

県民の健康寿命延伸

運営方針 素案（保健事業関係 1）

新	旧
<p>4 <u>健康寿命の延伸・医療費適正化に向けた取組</u></p> <p>国保の安定的な財政運営にあたり、<u>健康寿命の延伸及び医療費適正化の観点から、保険者努力支援制度を活用した予防・健康づくりを強力に推進します。取組に当たっては、庁内横断的な連携や、医師会・歯科医師会・薬剤師会といった関係団体との連携を進めるとともに保険者協議会の積極的な活用を図ることにより、県全体の健康水準の向上や医療費適正化に資する取組を進めます。</u></p> <p><u>具体的には、第2期データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画に基づく特定健康診査や特定保健指導の実施率の向上や、糖尿病性腎症等の生活習慣病の発症・重症化予防による住民の健康の保持増進、重複服薬の是正、後発医薬品の使用促進などの取組を充実強化する必要があります。</u></p> <p>※1. 特定健康診査：生活習慣病の発症及び重症化予防を目的に40歳～74歳の被保険者に対して実施する健康診査</p> <p>2. 特定保健指導：特定健康診査により対象となった方に対する生活習慣を改善するための保健指導</p> <p>3. 後発医薬品：先発医薬品の特許終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品</p>	<p>4 _____医療費適正化_____の取組</p> <p>国保の安定的な財政運営にあたり、_____医療費適正化の観点から、_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>特定健康診査・レセプト等データを活用した保健事業の実施計画（データヘルス計画）、_____特定健康診査等実施計画に基づく特定健康診査や特定保健指導の実施率の向上_____</u></p> <p><u>_____などによる住民の健康の保持増進、_____後発医薬品の使用促進などの取組を充実強化する必要があります。</u></p> <p>※1. 特定健康診査：生活習慣病の発症及び重症化予防を目的に40歳～74歳の被保険者に対して実施する健康診査</p> <p>2. 特定保健指導：特定健康診査により対象となった方に対する生活習慣を改善するための保健指導</p> <p>3. 後発医薬品：先発医薬品の特許終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品</p>

運営方針 素案（保健事業関係 2）

新	旧
<p>4. データヘルス計画：特定健康診査・レセプト等データを活用した保健事業の実施計画</p>	
<p>(1) 保健事業実施計画（<u>第2期</u> データヘルス計画）に基づく<u>データヘルスの推進</u></p> <p>【市町村】</p> <p>保険者は、被保険者の立場に立って、健康の保持増進を図り、もって生活習慣病の発症や重症化を予防する役割が期待されており、被保険者や地域の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施します。</p> <p><u>令和2年度に実施した第2期データヘルス計画の中間評価を踏まえ、健診・医療・介護データ等を活用した分析を行い、明らかになった各市町村の取組課題に基づくPDCAサイクルに沿った事業の企画・運営を行うことで、保健事業の効果的かつ効率的な推進を図ります。</u></p> <p>【県】</p> <p><u>保険者努力支援制度を活用し、A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備、B. 市町村の現状把握・分析、C. 県が実施すべき保健事業、D. 人材の確保・育成事業、E. データ活用を目的として実施する事業、F. モデル事業等により、市町村の予防・健康づくりを広域的かつ自治体に応じた</u></p>	<p>(1) 保健事業実施計画（<u> </u> データヘルス計画）<u> </u>の推進</p> <p>【市町村】</p> <p>保険者は、被保険者の立場に立って、健康の保持増進を図り、もって生活習慣病の発症や重症化を予防する役割が期待されており、被保険者や地域の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施します。</p> <p><u>保健事業の効果的かつ効率的な推進を図るため、健診・医療・介護情報を活用して、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルに沿った事業運営を行うこととします。</u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p>

運営方針 素案（保健事業関係 3）

新	旧
<p><u>取組を推進します。</u></p> <p>【県・国保連合会】 市町村の保健事業の円滑な推進を図るため、健診や医療等データの有効活用や医療費分析、効果的な保健事業の実施について助言・支援を行うとともに、<u>研修会の開催等を通じた人材育成に努めます。</u></p> <p>【国保連合会】 健診・医療・介護データの管理を担っていることから、<u>各データの連結による</u>分析を行うとともに市町村へ情報提供し、効果的な保健事業の推進を支援します。</p> <p>(2) 特定健康診査・特定保健指導の促進</p> <p>【市町村】 多くの被保険者が受診できるよう健診機会を増やすとともに、医療機関との連携や、<u>行動分析等に基づく未受診者の行動パターン等に応じた適切な</u>受診勧奨などの取組を通じて、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上を図ります。</p> <p>また、研修の開催等により特定保健指導の質の向上に努めます。</p> <p><u>【県】</u> <u>モデル自治体を選定し、特定健診等の受診勧奨及び他市町村への横展開を図り、全市町村の受診率向上を支援します。</u></p>	<p>_____</p> <p>【県・国保連合会】 市町村の保健事業の円滑な推進を図るため、健診_____等データの有効活用や医療費分析、効果的な保健事業の実施について助言・支援<u>します。</u></p> <p>_____</p> <p>【国保連合会】 健診・医療・介護データの管理を担っていることから、<u>データ_____</u>分析を行うとともに市町村へ情報提供し、効果的な保健事業の推進を支援します。</p> <p>(2) 特定健康診査・特定保健指導の促進</p> <p>【市町村】 多くの被保険者が受診できるよう健診機会を増やすとともに、医療機関との連携や_____未受診者への_____受診勧奨などの取組を通じて、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上を図ります。</p> <p>また、研修の開催等により特定保健指導の質の向上に努めます。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

運営方針 素案（保健事業関係 4）

新	旧
<p>【県・国保連合会】</p> <p>市町村保健事業担当職員の資質向上を目的とした研修会を開催するとともに、特定健康診査等の実施率向上に向けて、特に、<u>受診率の低い壮年期・中年期等の被保険者に焦点化した受診勧奨に係る広報・普及啓発を徹底します。</u></p> <p>(3) <u>糖尿病性腎症等の生活習慣病重症化予防</u>の推進</p> <p>【市町村】</p> <p><u>健診、医療レセプト、介護データ等により</u>、地域特性や医療費の傾向等の分析を行うとともに、被保険者のニーズを把握し、優先順位や地域の健康課題を明らかにした上で、効果的かつ効率的な生活習慣病の<u>重症化予防</u>を推進します。</p> <p>また、<u>特定健診結果等により医療機関への早期受診が必要な被保険者や治療中断者への受診勧奨を適切に行います。</u></p> <p>また、<u>かかりつけ医</u>、地域における糖尿病診療の窓口となる「おおいた糖尿病相談医」、<u>大分大学医学部附属病院に開設した「糖尿病性腎症重症化予防専門外来」等の専門機関</u>、県や保険者協議会等関係者等と連携して糖尿病をはじめとする生活習慣病重症化予防に取り組みます。</p> <p>【県】</p> <p>糖尿病の合併症の発症や重症化による人工透析を予防するため、糖尿病関係団体で構成される「大分県糖尿病対策推進</p>	<p>【県・国保連合会】</p> <p>市町村保健事業担当職員の資質向上を目的とした研修会を開催するとともに、特定健康診査等の実施率向上に向けて <u>被保険者に対する広報を実施します。</u></p> <p>(3) <u>生活習慣病対策</u>の推進</p> <p>【市町村】</p> <p><u>レセプトデータ等により</u>、地域特性や医療費の傾向等の分析を行うとともに、被保険者のニーズを把握し、優先順位や地域の健康課題を明らかにした上で、効果的かつ効率的な生活習慣病<u>対策</u>を推進します。</p> <p>また、<u>早期受診が必要な者や治療中断者への受診勧奨を</u>行います。</p> <p><u>地域における糖尿病診療の窓口となる「おおいた糖尿病相談医」をはじめ</u>、<u>県や保険者協議会等関係者等と連携して糖尿病等の</u>生活習慣病重症化予防に取り組みます。</p> <p>【県】</p> <p>糖尿病の合併症の発症や重症化による人工透析を予防するため、糖尿病関係団体で構成される「大分県糖尿病対策</p>

運営方針 素案（保健事業関係 5）

新	旧
<p>会議（事務局：大分県医師会）」<u>等</u>と連携し、県（<u>県関係課・保健所</u>）として、市町村の糖尿病性腎症重症化予防事業を推進します。</p> <p><u>また、大分県、大分県医師会、国立大学法人大分大学との間で締結した「大分県糖尿病性腎症及び慢性腎臓病の重症化予防に係る連携協定」に基づき、大分大学医学部附属病院に「糖尿病性腎症重症化予防専門外来」を開設するなど、引き続き、加入者の個別支援強化に向けた医療機関と市町村等の連携による支援体制を整えます。</u></p> <p><u>更に、モデル自治体を選定し糖尿病性腎症未受診者や治療中断者への受診勧奨及び他市町村への横展開を図り、対象者の医療機関への早期受診と適切な治療継続を支援します。</u></p> <p>【国保連合会】 糖尿病性腎症の病期分類（進行度）別の対象者抽出を行い、市町村へ情報提供し、市町村の重症化予防の取組を支援します。</p> <p>(4) 健康教育の推進</p> <p>【市町村】 保育所や認定こども園、幼稚園、小中学校等と連携し、子どもの頃からの健康づくりを推進します。</p> <p>【県】 教育委員会等関係機関と連携し、子どもの頃からの健康づ</p>	<p>推進会議（事務局：大分県医師会）」<u>__</u>と連携し、県（<u>__保健所</u>）として、市町村の糖尿病性腎症重症化予防事業を推進します。</p> <p><u>また、市町村保健事業担当職員を対象とした研修等を実施します。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>【国保連合会】 糖尿病性腎症の病期分類（進行度）別の対象者抽出を行い、市町村へ情報提供し、市町村の重症化予防の取組を支援します。</p> <p>(4) 健康教育の推進</p> <p>【市町村】 保育所や認定こども園、幼稚園、小中学校等と連携し、子どもの頃からの健康づくりを推進します。</p> <p>【県】 教育委員会等関係機関と連携し、子どもの頃からの健康</p>

運営方針 素案（保健事業関係 6）

新	旧
<p>くりについての広報を行います。</p> <p>(5) 重複・頻回受診、重複<u>服薬</u>の是正</p> <p>【市町村】</p> <p>適正な受診への意識づけを行うため、被保険者に<u>定期的に</u>医療費の額等を通知します。また、レセプトデータの<u>分析により</u>、重複・頻回受診、<u>重複服薬</u>の対象者を選定し、訪問による相談や、<u>「お薬相談」等の勧奨通知</u>、「お薬手帳」の活用を促すなどの保健<u>事業</u>を実施します。</p> <p>【県】</p> <p><u>モデル自治体の選定等による、重複服薬に係るレセプトデータの分析と、医師会・薬剤師会との連携による「お薬相談」等の勧奨通知及び他市町村への横展開を図り、「一冊のお薬手帳」の活用を促すための普及啓発の徹底等を行います。</u></p> <p>【県・国保連合会】</p> <p>事業の円滑な推進を図るため、レセプトデータ等からの活用スキルの向上に向け、市町村への個別支援を実施するとともに、好事例の情報提供を行い、横展開を図ります。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>づくりについての広報を行います。</p> <p>(5) 重複・頻回受診、重複<u>投薬</u>の是正</p> <p>【市町村】</p> <p>適正な受診への意識づけを行うため、被保険者に_____医療費の額等を通知します。また、レセプトデータ等<u>から</u>_____重複・頻回受診_____対象者を選定し、訪問による相談や_____「お薬手帳」の活用を促すなどの保健<u>指導</u>を実施します。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>【県・国保連合会】</p> <p>事業の円滑な推進を図るため、レセプトデータ等からの活用スキルの向上に向け、市町村への個別支援を実施するとともに、好事例の情報提供を行い、横展開を図ります。<u>また、重複投薬の是正については、かかりつけ薬剤師・薬局や「お薬手帳」の活用を促すため、薬剤師会等と連携を図ります。</u></p>

運営方針 素案（保健事業関係 7）

新	旧
<p>【国保連合会】 レセプトデータ等の管理を担っていることから、市町村へ情報提供し、効率的な保健指導の推進を支援します。</p> <p>(6) 後発医薬品の使用促進</p> <p>【市町村】 被保険者に対し後発医薬品への切替効果を知らせる医療費差額通知や、後発医薬品希望カードの配布などにより、後発医薬品の使用促進を図ります。</p> <p>【県】 <u>第三期大分県医療費適正化計画に掲げる後発医薬品使用割合80%の目標を達成するため、大分県保険者協議会や大分県後発医薬品安心使用促進協議会等の関係者と連携しながら</u> 被保険者及び医療関係者の理解促進を図ります。</p> <p>(7) 高医療費市町村</p> <p>【県、市町村】 国民健康保険法第82条の2第4項に基づき、高医療費市町村における医療費分析を実施し、医療費適正化に向けた取組を支援、実施します。 ※高医療費市町村：医療費の地域差指数を算出し、災害など特別な事情を勘案してもなお、医療費が著しく高いと認められる市町村を県が認</p>	<p>【国保連合会】 レセプトデータ等の管理を担っていることから、市町村へ情報提供し、効率的な保健指導の推進を支援します。</p> <p>(6) 後発医薬品の使用促進</p> <p>【市町村】 被保険者に対し後発医薬品への切替効果を知らせる医療費差額通知や、後発医薬品希望カードの配布などにより、後発医薬品の使用促進を図ります。</p> <p>【県】 <u>後発医薬品の安心使用促進に係る環境整備等に関する検討を行う「大分県後発医薬品安心使用促進協議会」等の取組を通じて</u> 被保険者及び医療関係者の理解促進を図ります。</p> <p>(7) 高医療費市町村</p> <p>【県、市町村】 国民健康保険法第82条の2第4項に基づき、高医療費市町村における医療費分析を実施し、医療費適正化に向けた取組を支援、実施します。 ※高医療費市町村：医療費の地域差指数を算出し、災害など特別な事情を勘案してもなお、医療費が著しく高いと認められる市町村を県が認</p>

運営方針 素案（保健事業関係 8）

新	旧
定する。	定する。
<p>5 市町村国保事業の広域的及び効率的な運営の推進</p> <p>被保険者や医療機関等の利便性向上を図るとともに、市町村における事務の効率化や経費の節減につなげるため、市町村国保事業に係る標準化や広域化、共同化を推進する必要があります。</p> <p>(1) 標準化</p> <p>【標準的なモデルを作成し、市町村がそのやり方に合わせる】</p> <p>次の項目について、県が標準的な取扱いを定めるとともに、市町村は標準案を基本に事務の標準化を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 被保険者証の様式、有効期限及び更新時期等 イ 療養費の支給基準 ウ 高額療養費の申請手続及び支給 エ 第三者求償の対象者把握 オ 葬祭費及び出産育児一時金の支給 カ 被保険者一部負担金の減免基準 キ 保険税の減免基準 <p>(2) 広域化</p> <p>【市町村がそれぞれ実施している事務について、広域的に実施する】</p> <p>次の項目について、広域的な実施を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ク 被保険者への広報 	<p>5 市町村国保事業の広域的及び効率的な運営の推進</p> <p>被保険者や医療機関等の利便性向上を図るとともに、市町村における事務の効率化や経費の節減につなげるため、市町村国保事業に係る標準化や広域化、共同化を推進する必要があります。</p> <p>(1) 標準化</p> <p>【標準的なモデルを作成し、市町村がそのやり方に合わせる】</p> <p>次の項目について、県が標準的な取扱いを定めるとともに、市町村は標準案を基本に事務の標準化を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 被保険者証の様式、有効期限及び更新時期等 イ 療養費の支給基準 ウ 高額療養費の申請手続及び支給 エ 第三者求償の対象者把握 オ 葬祭費及び出産育児一時金の支給 カ 被保険者一部負担金の減免基準 キ 保険税の減免基準 <p>(2) 広域化</p> <p>【市町村がそれぞれ実施している事務について、広域的に実施する】</p> <p>次の項目について、広域的な実施を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ク 被保険者への広報

運営方針 素案（保健事業関係 9）

新	旧
<p>ケ 特定健康診査（個別）受診機関の拡大 コ 不正利得の回収 (3) 共同化 【市町村が個別に発注している契約等について、共同実施する】 次の項目について、市町村が県及び国保連合会と協力して、共同化（共同実施）を検討します。 サ 被保険者証の印刷 シ 医療費及び後発医薬品差額の通知 ス 市町村等職員に対する研修会 セ 啓発用リーフレットの購入 ソ 県から審査支払機関への直接払い</p> <p>6 保健医療福祉サービス等に関する施策との連携 県、市町村が国保事業を適切に運営し、被保険者を総合的に支援するため、国保部門と保健・医療・福祉部門とが連携した取組を進める必要があります。 (1) 病床機能の分化及び連携の推進 被保険者が安心して医療サービスを受けるためには、国民皆保険制度を将来にわたって維持できるようその持続性を高めていくとともに、良質で適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築する必要があります。 県では、医療計画の一部として、平成28年6月に地域医療構想（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を策定し、各医療機</p>	<p>ケ 特定健康診査（個別）受診機関の拡大 コ 不正利得の回収 (3) 共同化 【市町村が個別に発注している契約等について、共同実施する】 次の項目について、市町村が県及び国保連合会と協力して、共同化（共同実施）を検討します。 サ 被保険者証の印刷 シ 医療費及び後発医薬品差額の通知 ス 市町村等職員に対する研修会 セ 啓発用リーフレットの購入 ソ 県から審査支払機関への直接払い</p> <p>6 保健医療福祉サービス等に関する施策との連携 県、市町村が国保事業を適切に運営し、被保険者を総合的に支援するため、国保部門と保健・医療・福祉部門とが連携した取組を進める必要があります。 (1) 病床機能の分化及び連携の推進 被保険者が安心して医療サービスを受けるためには、国民皆保険制度を将来にわたって維持できるようその持続性を高めていくとともに、良質で適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築する必要があります。 県では、医療計画の一部として、平成28年6月に地域医療構想（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を策定し、各医療機</p>

運営方針 素案（保健事業関係 10）

新	旧
<p>関や県等の取組の方向性を示したところであり、医療分野において広域的な観点からの役割を果たしていきます。</p> <p>(2) 高齢者の介護予防の取組との連携</p> <p>高齢者が地域で安心して暮らせるためには、医療サービスに加え、介護サービスや生活支援、介護予防といった取組を総合的に推進する必要があります。</p> <p>市町村においては、特定健康診査や特定保健指導等の実施が介護予防にも大きな役割を果たすことから、福祉サービス関係者等とも連携した国保事業を推進することとします。</p> <p>(3) 地域包括ケアシステムとの連携</p> <p>市町村においては、国保事業における医療及び健診データを活用することにより、地域包括ケアシステムの対象者を適切に把握し、対象者へのきめ細かなサービス提供に結びつけることができます。そのため、国保担当職員についても、地域包括ケアの構築に向けた医療・介護・保健・福祉・住まいなど部局横断的な議論の場や地域ケア会議等に積極的に参画することとします。</p> <p>(4) 市町村保健部門との連携</p> <p>市町村においては、国保の被保険者だけでなく住民全体を対象としたがん検診や健康教育など健康づくりに関する事業などを実施しています。</p> <p>これら住民向けの事業と国保事業を一体的かつ効率的に組み合</p>	<p>関や県等の取組の方向性を示したところであり、医療分野において広域的な観点からの役割を果たしていきます。</p> <p>(2) 高齢者の介護予防の取組との連携</p> <p>高齢者が地域で安心して暮らせるためには、医療サービスに加え、介護サービスや生活支援、介護予防といった取組を総合的に推進する必要があります。</p> <p>市町村においては、特定健康診査や特定保健指導等の実施が介護予防にも大きな役割を果たすことから、福祉サービス関係者等とも連携した国保事業を推進することとします。</p> <p>(3) 地域包括ケアシステムとの連携</p> <p>市町村においては、国保事業における医療及び健診データを活用することにより、地域包括ケアシステムの対象者を適切に把握し、対象者へのきめ細かなサービス提供に結びつけることができます。そのため、国保担当職員についても、地域包括ケアの構築に向けた医療・介護・保健・福祉・住まいなど部局横断的な議論の場や地域ケア会議等に積極的に参画することとします。</p> <p>(4) 市町村保健部門との連携</p> <p>市町村においては、国保の被保険者だけでなく住民全体を対象としたがん検診や健康教育など健康づくりに関する事業などを実施しています。</p> <p>これら住民向けの事業と国保事業を一体的かつ効率的に組み合</p>

運営方針 素案（保健事業関係 11）

新	旧
<p>わせて実施することにより、国保被保険者を含む住民全体の健康づくりを推進することとします。</p> <p>(5) 「健康寿命日本一」実現のための施策との連携</p> <p>県では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に、県民が生涯を通じて健康で活力あふれる人生を送ることができる「生涯健康県おおいた」の実現に向けて県民参加型の健康づくり運動を展開しています。</p> <p>「健康寿命日本一」を目指し、市町村や保健医療・福祉関係団体、経済団体、大学など多様な主体と連携した健康づくりの取組を推進します。</p> <p><u>(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</u></p> <p>【県・国保連合会】</p> <p><u>高齢者の健康増進を図り、高齢者一人ひとりに対応したきめ細やかな保健事業を行うためには、市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施が重要です。</u></p> <p><u>市町村が行う国民健康保険保健事業と後期高齢者保健事業の連携が着実に進むよう支援を行います。</u></p> <p><u>ア 関係部局や関係機関と連携して、市町村等に対して専門的見地等から支援を行います。</u></p> <p><u>イ 本事業に係る好事例の横展開を進めます。</u></p> <p><u>ウ 後期高齢者医療広域連合とともに事業の取組結果に対する評価や効果的な取組の分析等を行います。</u></p>	<p>わせて実施することにより、国保被保険者を含む住民全体の健康づくりを推進することとします。</p> <p>(5) 「健康寿命日本一」実現のための施策との連携</p> <p>県では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に、県民が生涯を通じて健康で活力あふれる人生を送ることができる「生涯健康県おおいた」の実現に向けて県民参加型の健康づくり運動を展開しています。</p> <p>「健康寿命日本一」を目指し、市町村や保健医療・福祉関係団体、経済団体、大学など多様な主体と連携した健康づくりの取組を推進します。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>